

秋田県告示第203号

第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定に基づき、公表する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

（「次のとおり」は、省略し、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）